【別表】

東京アクアシンフォニー協賛特典一覧

（金額は全て税別）

特典内容			プランA 250万円 ＋ 楽曲使用料相当額	プランA−2 200万円 ＋ 楽曲使用料相当額	プランB 100万円	プランC 50万円	プランD 10万円	イベントプラン 10万円
①	演出プログラム作成			—	—	—	—	—
①′	演出プログラム継続		—		—	—	—	—
②	ロゴマークの商用利用					—	—	—
③	実行委員会のHPやSNSを活用し、協賛者の事業をPR	回数・時間で差別化			—	—	—	—
		回数・時間で差別化	—	—		—	—	—
		回数・時間で差別化	—	—	—		—	—
④	実行委員会HPへの協賛者名の掲示	トップページ（特大） 演出プログラム紹介欄			—	—	—	—
		トップページ（大）	—	—		—	—	—
		トップページ（中）	—	—	—		—	—
		トップページ（小）	—	—	—	—		—
⑤	演出枠（10分間）の利用		3回分	—	2回分	1回分	—	1回分

※1 プランA−2はプランAの協賛実績がある企業等のみ申込みができるものとする。

※2 プランA−2の①′ は、プランAの有効期間経過後に、プランAの①の特典で作成したプログラムを継続して上演する特典（当該プログラムに関し、園内放送等で、協賛によるものである旨を告知することを含む。）。

※3 プランA及びプランA−2の特典の有効期間は協議の上決定する。

※4 プランB、プランC及びプランDの特典の有効期間は、協賛受理書発行日の翌月一日から一年間とする。ただし、令和７年度中に申込みがあった場合については、令和９年３月31日までとする。

※5 イベントプランによる協賛は、プランA、A-2、B、C又はDのいずれかの申込者が当該プランの特典の有効期間においてのみ行うことができるものとする。

※6 ①及び①′ の内容については、屋外広告物条例、その他法令に抵触しないものとする。

※7 ②については実行委員会が認めるものに限る。なお、申込者による利用を原則とするが、臨海副都心地域に申込者が所有する施設内で、テナント等に利用させる場合を含む。

※8 プランA及びプランA−2の申込者による②については、ロゴマークの加工（実行委員会が認めるものに限る。）を行うことができるものとする。

※9 ⑤の演出枠の利用に伴い必要経費が生じる場合には、当該必要経費及び事務費相当額を、必要経費相当額として協賛金額に加算するものとする。

※10 イベントプランについて、東京都又は他の公共団体から申込みがあった場合及び実行委員長が認めた場合には、実行委員長は協賛金の支払いを免除することができるものとする。